

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
化製場等に関する法律（昭和23年法律第 140号）第 3 条第 1 項	化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置場所が、法第 4 条各号の一に該当しないこと。
- (2) 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）第 3 条第 1 項又は第 2 項に規定する構造設備の基準を満たす施設であること。
- (3) 法第 5 条の規定による措置を講ずることができる施設であること。
- (4) 盛岡市化製場等に関する法律施行細則第 3 条第 1 項の規定に基づく化製場等設置許可申請書によること。

2 標準処理期間は、10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。